

茨城県立医療大学研究生規程

〔平成10年9月16日
医療大訓第51号〕

改正 平成13年 4月18日

改正 平成15年 1月15日

改正 平成16年 7月21日

改正 平成25年12月18日

改正 平成27年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第55条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究生)

第2条 この規程において、「研究生」とは、特定の研究課題について指導教員の指導の下に研究を行う者をいう。

(入学の時期)

第3条 研究生の入学時期は、前期及び後期の始めとする。

(入学資格)

第4条 研究生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 学士の称号を有する者及び入学までに学士の称号を有する見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) その他学長が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の志願)

第5条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び茨城県立医療大学授業料等徴収条例（平成6年茨城県条例第51号。以下「条例」という。）第2条による検定料を添えて、学長に入学を願い出なければならない。

(入学者の選考等)

第6条 学長は、茨城県立医療大学学務委員会規程（平成7年医療大訓第10号）第3条第4号の規定により学務委員会から提出された選考資料に基づき、教授会の意見を聴いて合格者を決定する。

2 学長は、前項の合格者が指定の期日までに所定の書類を提出し、所定の入学料を納付した場合には、入学を許可するものとする。

(研究期間)

第7条 研究期間は、入学を許可された当該年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、この期間を更新することができるものとする。

2 研究期間の更新を希望する者は、研究期間更新の理由を記載した書類を添えて、次条に定める指

導教員を経て、学長に更新を願い出なければならない。

3 学長は、教授会の意見を聴いて研究期間の更新を許可することができる。

(指導教員)

第8条 学長は、教授会の意見を聴いて指導教員を指定する。

(授業の聴講)

第9条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、講義・実習等の授業を聴講することができる。ただし、単位を取得することはできない。

(施設等の使用)

第10条 研究生は、指導教員及び施設管理責任者の承認を得て、学内の施設及び設備を使用することができるものとする。

(研究報告等)

第11条 研究生は、研究期間終了時に、研究成果の概要等を記載した研究報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 研究が終了したときは、学長は、研究生の申請により所定の証明書を交付することができる。

(授業料等)

第12条 研究生は、入学又は更新した日の属する月から当該年度末までにかかる授業料の全額を納付しなければならない。

(実験及び実習費用)

第13条 実験及び実習に要する費用については、研究生に負担させることができる。

(学則の準用)

第14条 学則第17条、第18条、第42条、第43条第3号及び第47条の規定は、研究生に準用する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成10年9月16日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年4月18日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年1月15日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。